

松戸市ホームページへの子ども食堂の活動に関する情報の掲載要件

1 子ども食堂の主催者（団体）要件

次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 子ども食堂を運営している団体であること。
- (2) 政治活動や宗教活動を目的としていないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体ではないこと。
- (3) 活動場所が松戸市内にあること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

2 子ども食堂の運営の要件

運営する子ども食堂は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子どもが参加できること。
- (2) 衛生管理について、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、開催場所を管轄する健康福祉センター（保健所）の指導・助言に基づき所要の衛生管理を行うこと。なお、衛生管理については、厚生労働省から示されている通知文（「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（通知）」（平成30年6月28日付け子発0628第4号、社援発0628第1号、障発0628第2号、老発0628第3号））における別添8を順守すること。
- (3) 食物アレルギー対策を行っているかどうかを明示していること。
- (4) 参加する児童への虐待や強制労働と認められる行為等を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、児童虐待、児童への強制労働が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
- (5) 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売りつけ等を行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
- (6) 防犯対策として、スタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
- (7) 台風、地震又は感染症の大流行等により開催が危ぶまれる際に、開催の有無を告知すること。また、災害発生時の避難場所の確認等の所要の対策を講ずること。
- (8) 営利を目的としたものでないこと。

※ ホームページへの掲載は、市の公証を与えるものではありません。